

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第74号**

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>第2条第3項の規定により</u> 知事が交付する被爆者健康手帳の申請者への引渡し	略	8の2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 略 (2) <u>第2条第2項の規定により</u> 知事が交付する被爆者健康手帳の申請者への引渡し	略
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。